

議案第 4 1 号

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当について、国に準じて特例運用するため、山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年山都町条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（感染症等防疫作業手当の特例）

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の救護、新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件若しくは当該付着の危険がある物件の処理作業又は新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の輸送作業に従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第4条第1項第1号の規定は、適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項及び第4項の規定は、令和2年1月27日から適用する。

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年条例第44号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(感染症等防疫作業手当の特例)</u></p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)</u>が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の救護、新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件若しくは当該付着の危険がある物件の処理作業又は新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の輸送作業に従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第4条第1項第1号の規定は、適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</u></p>